

食品等輸入届出の手続き

食品を輸入する際は、食品衛生法に基づき厚生労働省検疫所に「食品等輸入届出書」を提出し、食品衛生法に適合している食品かどうか審査・検査を受ける必要があります。

食品以外には、「食器、容器、器具、包装、乳児用おもちゃ」も規制の対象となっております。

食品の輸入に関わるその他の法律として、農作物(穀類、豆类、野菜、果実など)は植物防疫法(農林水産省/植物防疫所)、肉類(食肉、ハム、ソーセージなどの食肉製品)は、家畜伝染病予防法(農林水産省/動物検疫所)を受ける必要があります。

また、健康食品につきましては薬事法に該当する原料が使われている場合がありますので、この場合は各都道府県庁の薬務担当部署で確認を取る必要があります。

その他の規制等は、JETRO(ジェトロ)のHPをご参照ください。⇒(<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>)

初めて食品を輸入する際は、厚生労働省が指定する分析機関において成分分析検査を受ける必要があります。

問題が無ければ「輸入食品等試験成績証明書」が発行されます。基準値を超えて検出された場合でも、成績証明書は発行されますが、輸入は不可能となります。

食品の場合(食器、器具、包装、おもちゃを除く)、成績証明書の有効期限は1年となっております。

審査・検査で不適合と判断された場合は輸入することが出来ません。積戻し、廃棄等の措置を取ることになります。

日本と海外では使用できる添加物や農薬など、基準値や種類が異なる為、日本に輸入できないものもあり、十分な注意が必要になります。

必要書類

- ・原材料表(メーカー発行のもの)
- ・製造工程表(メーカー発行のもの)
- ・衛生証明書(HEALTH CERTIFICATE)必要に応じて
- ・インボイス
- ・パッキングリスト

* ご不明な点はお気軽に直接弊社担当者へお問い合わせください。⇒ TEL: 03-6404-2582

担当: 三熊



食品等輸入届出の手続きの流れ

